

一般社団法人日本地質学会選挙規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本地質学会定款（以下定款という）第14条にもとづいて本規則を定める。

(規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の議決によって行い、総会に報告し承認を求める。

(選挙の実施)

第3条 代議員ならびに役員の選出作業は、別途定める一般社団法人日本地質学会選挙細則（以下選挙細則という）に則り、選挙管理委員会が行う。

(代議員選挙)

第4条 代議員選挙は正会員による無記名投票とし、2年ごとに全定数を改選する。

- 2 代議員の選挙定員は、地方支部区100名、全国区100名からなるものとする。
- 3 各地方支部区の定員は、選挙告示1ヶ月前の各支部の正会員数に応じて比例配分する。定員確定後に会員の移動等のため届出所属が変わった場合でも、次期選挙までの地方支部区の定員割り当て数に変更しない。また、そのことにより実質減数となる地方支部区の定員補充は行わない。
- 4 代議員候補者は正会員とし、自薦および本人の承諾書を付帯する他薦とする。立候補者は別途定める選挙細則に則り、参考事項を記した立候補届けを所定の期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。立候補届の提出にあたり、選挙管理委員会は全国区代議員候補者の中で会長・副会長立候補の意図のある正会員の意思表示を、別途定める方法により受け、代議員選挙活動期間開始前に全会員に開示することとする。
- 5 全国区選出代議員の選出にあたっては、付表の所属別定員充足数を満たすこととする。
- 6 選挙管理委員会は、選挙細則に則り、結果を開示するとともに総会に報告しなければならない。
- 7 選挙管理委員会の報告を受けた総会において代議員選挙結果は確定する。
- 8 当選後に地方支部区選出代議員の移動や所属別定員充足数票の組織の変更等により、届け出所属が変わった場合には、当該代議員の選出地方支部区が変更される。
- 9 代議員が任期中に何らかの理由で欠員となった際には、地方支部区選出代議員の補充に際しては次点者、全国区選出代議員の補充に際しては付表の所属別定員充足数を満たす次点得票者を繰り上げる。次点者が存在しない場合には欠員とする。

(役員選挙)

第5条 役員選挙は理事および監事を選出するものとし、代議員による無記名投票により、理事は2年ごと、監事は4年ごとに全定数を改選する。

- 2 理事の選挙定員は50名、監事は2名とする。

- 3 理事 50 名の選出は、各地方支部区代議員の中からそれぞれ 1 名を支部区代表理事として選出し、それらを除く数を全国区代議員から選出する。
- 4 地方支部区選出数を除き、定員にいたる残りの当選理事決定の際は、付表の所属別定員充足数を優先する。
- 5 理事立候補者は別途定める選挙細則に則り、参考事項を記した立候補届けを所定の期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。
- 6 監事候補者は、理事会が推薦する者と会員からの立候補者を対象とし、理事会および候補者は別途定める参考事項を記した候補者届けを、所定の期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、選挙細則に従って、結果を開示するとともに総会に報告しなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、当選者とともに順位を付けた補欠者を決定し、総会に報告する。
- 9 当選後に地方支部区選出理事の移動や所属別定員充足数票の組織の変更等により、届け出所属が変わった場合には、当該理事の選出地方支部区が変更される。
- 10 理事が任期中に何らかの理由で欠員となった際には、地方支部区選出理事の補充に際しては次点者、全国区選出理事の補充に際しては付表の所属別定員充足数を満たす次点得票者を繰り上げる。次点者が存在しない場合には欠員とする。
- 11 監事のいずれかが任期中に何らかの理由で欠員となった際には、選挙による次点者を繰り上げ、次点者が存在しない場合には理事会が後任を推薦し、総会での承認を得る。

(無投票選挙の指定)

第6条 代議員および役員選挙において、立候補者数が定数を超えない場合には、無投票当選とする。

(得票数同数の取り扱い)

第7条 代議員および役員選挙において、得票数が同数で順位をつける必要がある場合は、くじ引きにより順位を決める。くじ引きの方法は、当該の選挙管理委員会が定めるものとする。

(選挙実施細目)

第8条 定款ならびに本規則に定められたもの以外の、選挙の実施手続き等については、別途定める選挙細則及び選挙管理委員会規則によるものとする。

附則

(発足時の代議員)

2010 年度選挙が実施されるまでの代議員には、任意団体日本地質学会の 2008 年度代議員があたるものとする。

(発効)

- ・本規則は、2009 年 5 月 17 日から施行する
- ・2013 年 5 月 18 日 一部改正

・2014年5月24日 一部改正

・2017年5月20日 一部改正

付表

所属	備考	最低充足数全国区	
		代議員	理事
大学	大学附属博物館を含む	12	6
小中高	教育センター等を含む	12	6
官公庁等	行政法人, 博物館等を含む	12	6
会社	社団, 財団, NPO 法人等を含む	12	6
大学院生	研究生を含む	4	2